

核医学診断／治療に関する医科診療報酬点数表

第 13 放射線治療 放射線治療専任加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成 30 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 45 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(平成 30 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>1 放射線治療専任加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>1の2 遠隔放射線治療計画加算の施設基準</p> <p>(1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p>	<p>第 82 放射線治療専任加算</p> <p>1 放射線治療専任加算に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2 、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量增加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。</p> <p>(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量增加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料 2 における技術者との兼任はで</p>

きない。

- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。

ア 高エネルギー放射線治療装置

イ X線あるいはCTを用いた位置決め装置

ウ 放射線治療計画システム

2 届出に関する事項

放射線治療専任加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式76を用いること。

第82の2 外来放射線治療加算

1 外来放射線治療加算に関する施設基準

(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。

(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤

の診療放射線技師を兼任することができる。
ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器
安全管理料 2 における技術者との兼任はで
きない。

- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる機
器、施設を備えていること。
- ア 高エネルギー放射線治療装置
 - イ X線あるいはCTを用いた位置決め装置
 - ウ 放射線治療計画システム
 - エ 患者が休憩できるベッド等

2 届出に関する事項

外来放射線治療加算の施設基準に係る届出は、別
添2の様式76を用いること。

第82の3 遠隔放射線治療計画加算

1 遠隔放射線治療計画加算に関する施設基準

- (1) 放射線治療を行う施設は、次の施設基準を満
たしていること。
- イ 放射線科を標榜している保険医療機関で
あること。
 - ロ 専ら放射線治療を担当する常勤の医師が
配置されていないこと。
 - ハ 放射線治療を担当する常勤の診療放射線
技師が2名以上配置されており、そのうち
1名は放射線治療を専ら担当し、かつ、
5年以上の経験を有すること。なお、当
該常勤の診療放射線技師は、外来放射線
照射診療料、放射線治療専任加算、外
来放射線治療加算、1回線量増加加算、強
度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放
射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策
加算、定位放射線治療、定位放射線治療
呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子
線治療医学管理加算及び画像誘導密封小
線源治療加算に係る常勤の診療放射線技
師を兼任することができる。

- 二 当該治療を行うために必要な次に掲げる

機器及び施設を備えていること。

- ① 直線加速器
- ② 治療計画用 CT 装置及び三次元放射線治療計画システム
- ③ セキュリティ対策を講じた遠隔放射線治療システム
- ④ 第三者機関による直線加速器の出力線量の評価

木 遠隔放射線治療の支援施設の放射線治療を専ら担当する医師と、常時連絡がとれる体制にあること。

ヘ 遠隔放射線治療及び医療情報のセキュリティ対策に関する指針が策定されていること。

ト 関係学会の定めるガイドラインに基づき、当該治療を適切に実施していること。

(2) 放射線治療を支援する施設は、次の施設基準を満たしていること。

イ 放射線治療を専ら担当する常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名は5年以上の放射線治療の経験を有すること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算及び粒子線治療医学管理加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。

□ 照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸

性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

- ハ セキュリティ対策を講じた遠隔放射線治療システムを備えていること。
- 二 遠隔放射線治療及び医療情報のセキュリティ対策に関する指針が策定されており、実際の遠隔放射線治療の支援が当該指針に沿って行われているとともに、公開可能な遠隔放射線治療の実施に係る記録が保存されていること。
- ホ 関係学会の定めるガイドラインに基づき、当該支援を適切に実施していること。

2 届出に関する事項

遠隔放射線治療計画加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式76の2](#)を用いること。